都城市みんなでまちを美しくする条例

（目的）

第１条　この条例は、ポイ捨ての禁止などについて必要な事項を定めることにより、市民等、事業者及び交流者の環境美化に対する意識の向上を図るとともに、市民の快適な生活環境を確保し、美しいまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　市民等　市内に居住する者、市内で働く者及び市内で学ぶ者をいう。

（２）　事業者　市内において、事業活動を行うすべての者をいう。

（３）　交流者　観光、観覧、商用、行事等で市内に滞在する者及び市内を通過する者をいう。

（４）　空き缶等　空き缶、空きびん、ペットボトルその他の容器及びたばこの吸い殻、紙くず、プラスチックくずその他の不要物をいう。

（５）　回収容器　空き缶等のごみを回収するための容器をいう。

（６）　ポイ捨て　空き缶等を回収容器その他のごみを収納するための場所以外の場所にごみを捨てることをいう。

（市の責務）

第３条　市は、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施しなければならない。

２　市は、この条例の目的を達成するために、市民等、事業者及び交流者に対して環境美化に関する意識の啓発を図るとともに、必要があると認めるときは、指導又は助言を行うことができる。

（市民等及び交流者の責務）

第４条　市民等及び交流者は、進んで空き缶等の適正な処理を行うなど、美しいまちづくりの推進に努めるとともに、前条の規定により本市が実施する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、その社会的責任を認識し美しいまちづくりの推進に努めるとともに、第３条の規定により本市が実施する施策に協力しなければならない。

（ポイ捨ての禁止）

第６条　何人も、ポイ捨てをしてはならない。

（ポイ捨て禁止重点区域の指定等）

第７条　市長は、快適な生活環境の確保及び美しいまちづくりを推進するために、ポイ捨ての防止が特に必要と認められ、かつ、不特定多数の人が集中する区域を、ポイ捨て禁止重点区域に指定することができる。

２　市長は、前項の規定によりポイ捨て禁止重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係する地域住民、関係団体等の意見を聴かなければならない。

３　市長は、ポイ捨て禁止重点区域を指定したときは、その旨及びその区域を告示するものとする。

４　前２項の規定は、ポイ捨て禁止重点区域の指定の解除及び変更について準用する。

（散乱防止）

第８条　市民等及び交流者は、自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り又は回収容器に収納するなどして散乱の防止に努めなければならない。

２　事業者のうち、容器入り飲食料を販売する者は、容器入り飲食料を販売する場所に回収容器を設け、空き缶等を散乱させないように当該回収容器を適切に管理し、生じた空き缶等を自らの負担において運搬し、処分するとともに、空き缶等の散乱防止について消費者に対する啓発に努めなければならない。

（環境美化の日）

第９条　環境保全及び公衆衛生の向上を図り、より明るく、より美しく、より豊かな住みよいまちの実現を目指し、都城市環境美化の日を定め、市民総ぐるみで清掃、浄化、緑化に取り組むものとする。

（命令）

第10条　市長は、ポイ捨て禁止重点区域内において、第６条の規定に違反した者に対し、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

（委任）

第11条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

（過料）

第12条　第10条の規定による命令に従わなかった者は、２万円以下の過料に処する。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第10条及び第12条の規定

は、公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。